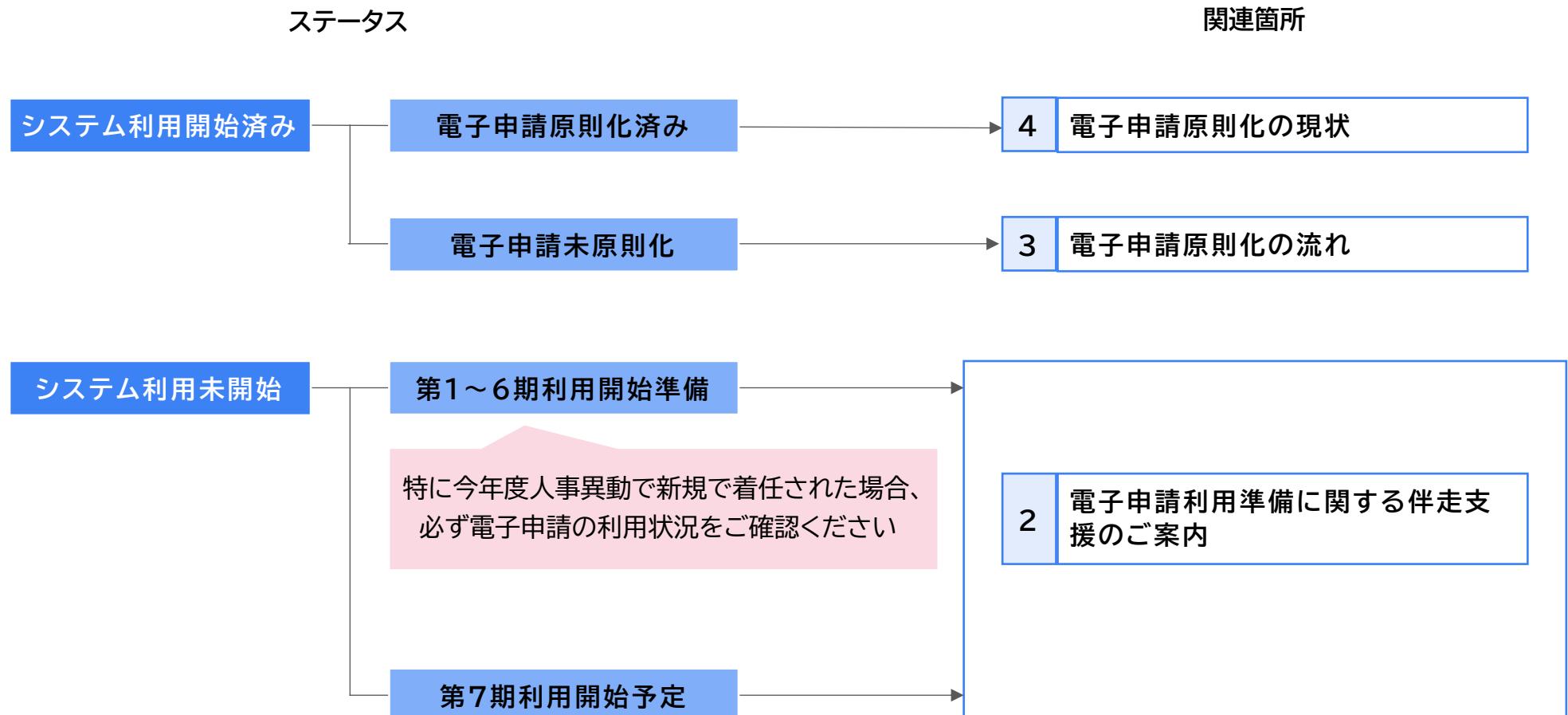


電子申請原則化に向けた取組の説明

1. 概要

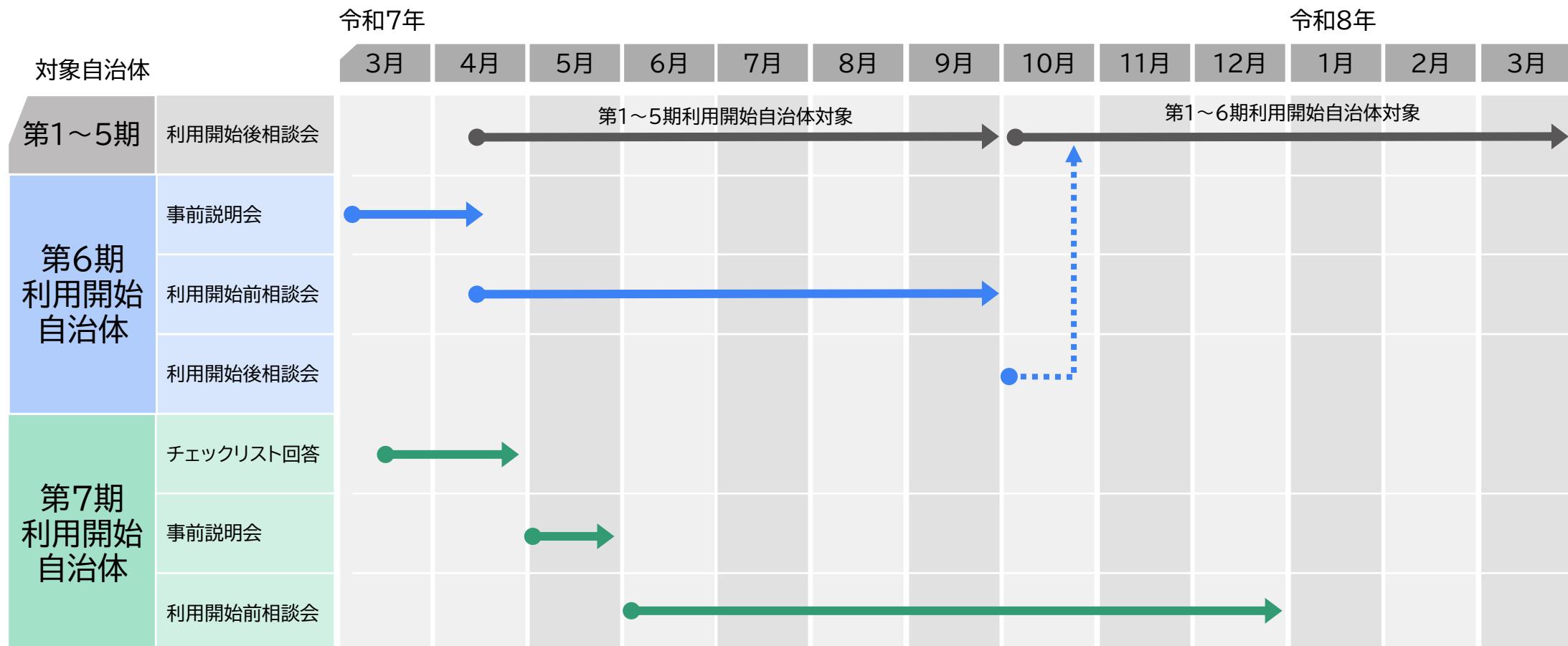
まずはご自身の自治体のステータスをご確認ください



2. 電子申請利用準備に関する伴走支援のご案内

伴走支援の実施スケジュール

第6期自治体向けには令和7年2月から事前説明会、3～9月に相談会を実施し、第7期自治体向けには令和7年5月より事前説明会、6～12月で相談会を行いました。



伴走支援の特別相談会を
令和8年1～3月で週次で開催しています。

これからの支援をご希望の場合はお早めに、
相談会へご参加ください。

【伴走支援事務局】株式会社三菱総合研究所
rouken-portal@ml.mri.co.jp

令和8年1～3月伴走支援 特別相談会

- 令和7年12月25日に、令和7年12月1日時点で、電子申請届出システム上の受付件数が一定数未満の指定権者様に一斉にメールにてご案内差し上げております。
- ご参加をご希望される場合は、事前に参加申込フォームに必ずご回答の上、ご参加ください。
- 特別相談会では、3月までの間、短い期間中に利用準備完了ができるよう、ポイントを押さえてご支援しております。

初回参加用自治体向け 相談会

1月6日(火)～3月31日(火) 毎週火曜日 13:00-14:00

2回目以降参加自治体向け 相談会

1月8日(木)～3月26日(木) 毎週木曜日 11:00-12:00

自治体向け利用準備資料のご紹介

本システムの準備の流れや詳細の対応事項等は、自治体向け手引きでご紹介しています。
電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧からダウンロードしてください。

本システムの地方公共団体向け手引きの構成・イメージ

目次

1. オンラインによる指定申請について	3
1.1 オンラインによる指定申請の目的・背景	3
1.2 本手引きの目的	4
2. オンライン申請による指定申請の準備の流れ	5
2.1 オンライン申請による指定申請の準備の流れ	5
2.2 本手引きの構成	7
2.3 本手引き以外の参考資料	7
3. 対応事項・課題の詳細について	8
3.1 (必要に応じた)電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し	8
3.2 (必要に応じた)標準様式例への改定	11
3.3 (必要に応じた)必要添付書類の見直し	19
3.4 (必要に応じた)手数料徴収方法の見直し	28
3.5 自治体内の業務運用手順等の見直し	30
3.6 都道府県・市町村の委任関係の整理	37
3.7 介護サービス施設・事業所への周知	39
3.8 画面表示事項の整理	45
4. 付属資料	49

2. オンライン申請による指定申請の準備の流れ

2.1 オンライン申請による指定申請の準備の流れ

- 本システムを通じたオンライン申請による指定申請の受付に先立ち、自治体側では状況に応じて、以下の
ような運用見直しのための調整や、電子申請利用のための初期設定等が必要となります。
 - (必要に応じた)電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
 - (必要に応じた)標準様式例への改定
 - (必要に応じた)必要添付書類の見直し
 - (必要に応じた)手数料徴収方法の見直し
 - 自治体内の業務運用手順等の見直し
 - 都道府県・市町村の委任関係の整理
 - 介護サービス施設・事業所への周知
 - 画面表示事項の整理
- 本手引きでは上記の準備の流れに沿って、オンラインによる指定申請機能の利用のために必要な準備内
容や方法に関する情報をまとめて紹介しています。
- これらの準備事項は各自治体の状況によって必要有無が異なります。そのため、自治体の状況に応じて
必要な準備事項を確認でき、また詳細な準備の流れの進捗管理ができる、チェックリストおよび WBS を
付属資料としてご提供しておりますので、適宜ご活用ください。(P49の「チェックリスト・WBS」をご参照く
ださい。)
- 今後、事例として「広域連合・一部事務組合を形成している場合のオンラインによる指定申請の意思決定
の流れ」を追加する予定です。

電子申請届出システムの利用開始のための簡易チェックリスト

本システムのログイン確認 必須	<ul style="list-style-type: none">ヘルプデスク(helpdesk_shinsei@kaigokensaku.mhlw.go.jp)からメールにて発行されたログインのためのID/PWをご確認ください。上記で確認したID/PWを用いて画面ではなく、正常にログイン画面が表示されるかご確認ください。自治体ログイン画面が表示されない場合は、URLが正しいか今一度ご確認の上、上記、ヘルプデスクまでにお問合せください。 指定権者用受付サブシステム:https://www.kaigokensaku.mhlw.hq.admix.go.jp/uketsuke/
電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し 必須	<ul style="list-style-type: none">現在、指定権者内の介護保険関連条例・規則等(施行規則を含む)にて電子申請を受け付けることが可能になっているか、電子申請の受付を開始する前に必ず法令ご担当者様へご確認ください。もし、介護保険関連条例・規則等上で電子申請の取り扱いが明確に示されていない場合は、別途改定せず、介護保険法施行規則を根拠として受け付ける方向でご検討ください。
必要添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none">この機会に、介護事業所の文書負担軽減の観点より省略できる必要添付書類があるかご検討ください。添付書類を省略する場合は、①介護事業所への周知、②システム上の添付書類の設定(ヘルプデスクへのマスタ情報の再提出)をお願いいたします。
手数料徴収方法の見直し	<ul style="list-style-type: none">指定関連申請・届出にて手数料の徴収を行っているか確認してください。手数料を徴収していて、介護事業所へ納付のエビデンスの提出を求めている場合は、本システム上でエビデンス提出ができるよう見直しをご検討ください。(本システムでの手数料徴収機能はございません)
自治体内の業務運用手順等の見直し 必須	<ul style="list-style-type: none">本システムでは「受付開始登録」と「受付結果登録」の2回、指定権者側での操作が必要です。電子決裁等の環境がなく、紙で決済・保管等を行っている場合はシステムより申請ファイルをダウンロードして印刷することが必要です。電子で受付事務を行っている場合は、本システムよりダウンロードしたファイルをそのままご活用ください。事業所台帳登録については、お使いの事業所台帳システムへの連携方法をご確認ください。
介護事業所側の画面確認	<ul style="list-style-type: none">本システム上では、指定権者別に案内メッセージや添付書類の一覧のカスタマイズを行っています。正しい情報が設定されているか適宜、介護事業所用申請届出サブシステムよりGビズIDにてログインしてご確認ください。
介護事業所・施設への周知	<ul style="list-style-type: none">本システムの利用開始や、利用開始に当たり見直した内容を管内介護事業所・施設へ周知してください。

ゴール

ネットワーク環境の確認・設定

本システムを利用するためには、LGWAN接続系の端末を用意する必要があります。
また本システムを利用開始する前に、自治体ログイン用URLに接続し、ログイン可能であることを確認します。

準備・確認事項	
本システムを使用可能な端末環境	<ul style="list-style-type: none">原則として三層分離されている領域の、LGWAN接続系の端末から接続する必要があります。 本システムを利用する自治体や外部業者においてLGWAN接続系の端末がない場合には、 LGWAN接続系の端末を準備いただくか、LGWAN接続に必要なネットワーク環境を整備いただく、 またはインターネット接続系の端末から接続する等を検討する必要があります。本システムは、以下OS・ブラウザーの端末環境で使用可能となります。 各自治体・外部業者で、当該環境に対応したOS・ブラウザーの準備が必要となります。<ul style="list-style-type: none">➤ OS: Windows8.1,10、MAC OS X 10.15➤ ブラウザー: Microsoft Edge、Safari、Google Chrome<p>※各ブラウザーが保証する最新バージョンを利用すること</p>
端末・ネットワーク環境確認完了のチェックリスト	<ul style="list-style-type: none">本システムにアクセス予定のすべての端末(LGWAN端末)の用意を終えている。 ※委託先や、広域連合傘下の各自治体がアクセスする予定がある場合には、それら各関係者の端末含む。本システムを利用する端末(LGWAN端末)で、自治体ログイン用URLに接続し、エラー画面ではなく、正常にログイン画面が表示される。 ※試行及び事業者側操作画面の事業者ログイン用の画にアクセスしたい場合、インターネット接続用の端末からの接続する必要があるためご注意ください。

電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による指摘を受け、介護保険法施行規則等を改正し、当該手続きは原則として本システムを使用する旨等が規定されました。

経過措置期限である令和8年3月31日までに全ての地方公共団体において本システムの利用開始することが法令上求められています。

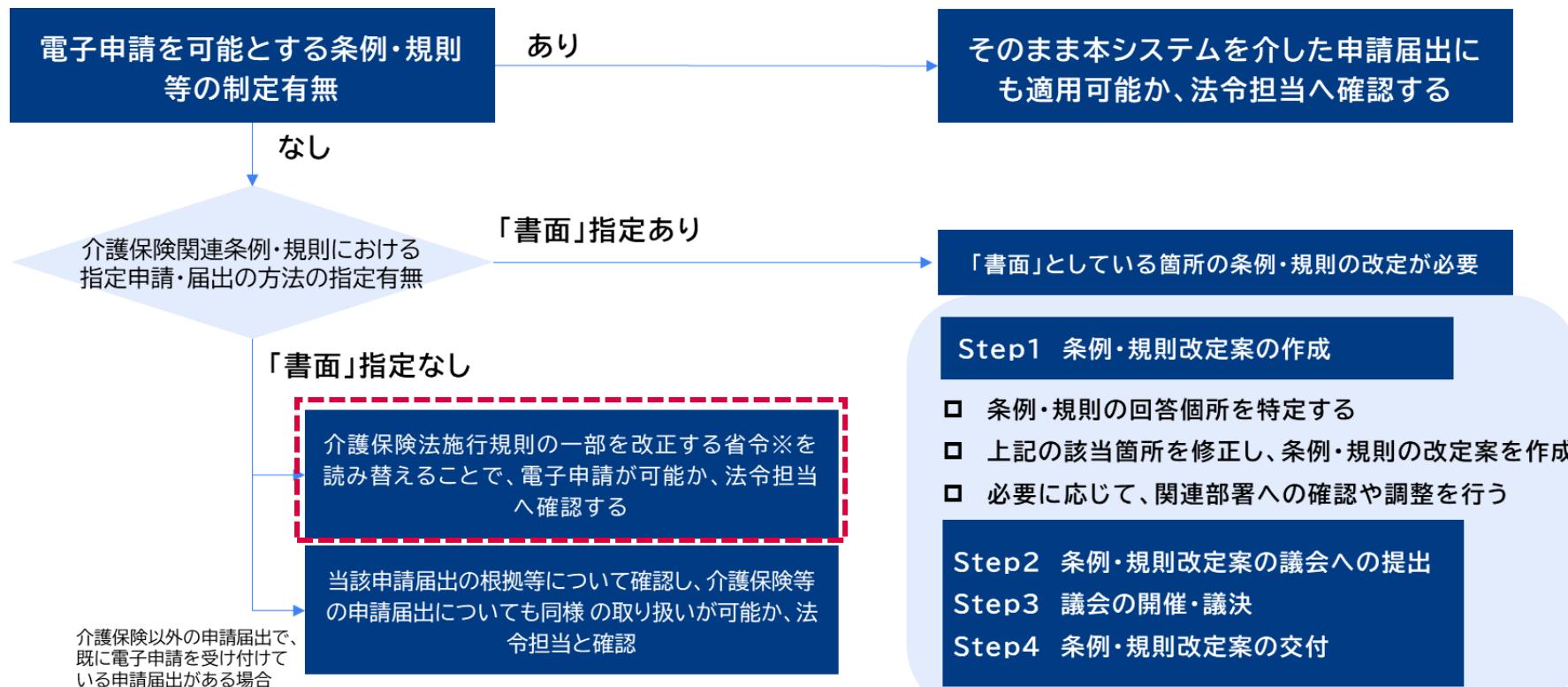
介護保険法施行規則の改正内容

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)第百六十五条の七

次に掲げる申請、申出又は届出(以下この条に(新設)おいて「申請等」という。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、
当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出しなければならない。

電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

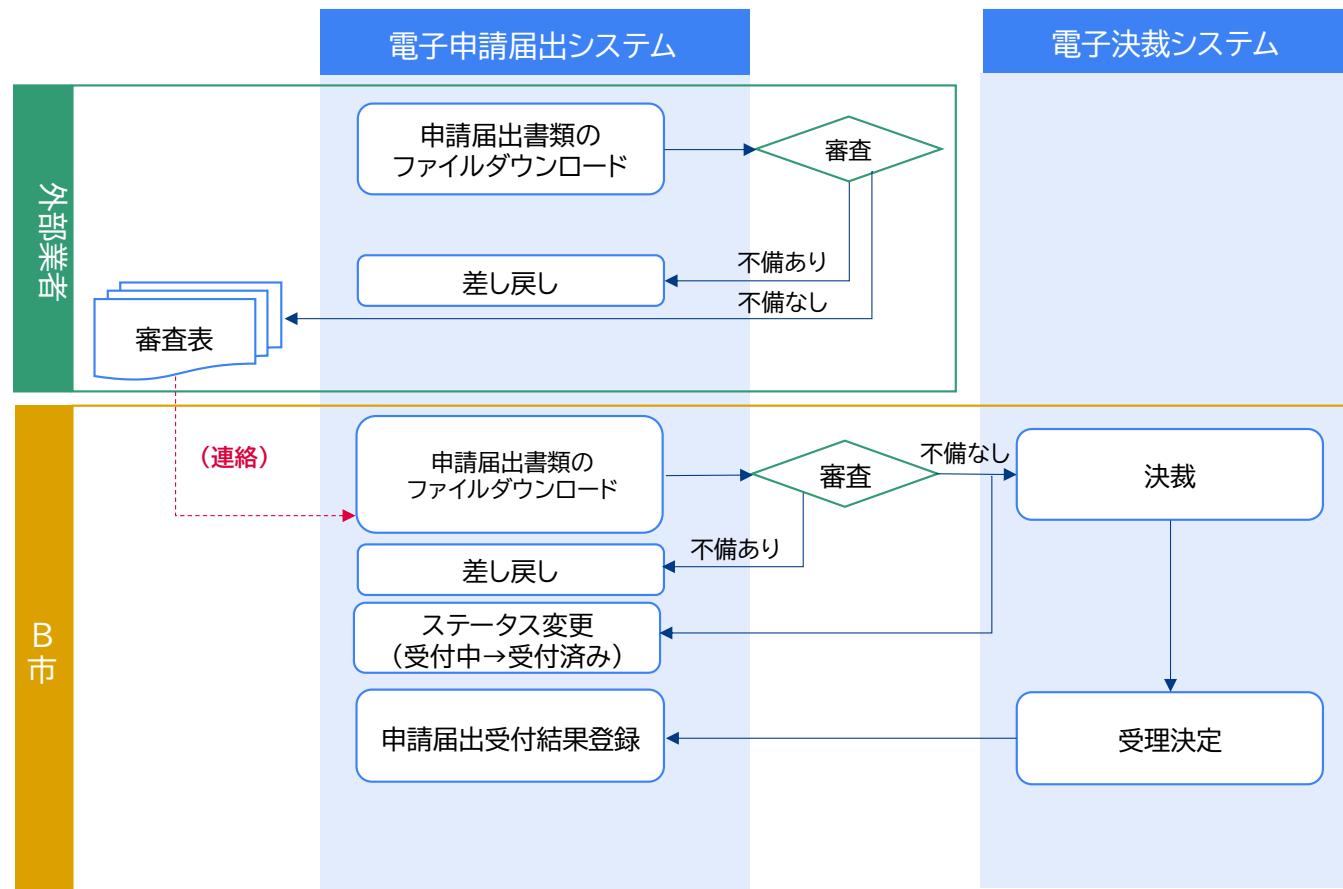
条例・規則の見直しを行う際は、介護保険法施行規則を根拠として、電子申請の受付に関する条例・規則等の見直しが可能か、ご検討ください。



※介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について(通知)
(老発 0331 第7号 令和5年3月31日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001087767.pdf>

自治体内の業務運用手順等の見直し

以上の本システム導入に必要な対応と並行して、本システム導入後の自治体内における業務運用手順を整理しておく必要があります。業務運用手順の見直しは、本システムを利用する全自治体にて共通で必要な準備事項です。



出所)電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧 【電子申請届出システム】「自治体(指定権者)向け利用準備参考資料(令和6年10月18日更新)」につきまして
(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true 閲覧日:令和6年12月2日)より一部改変
※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

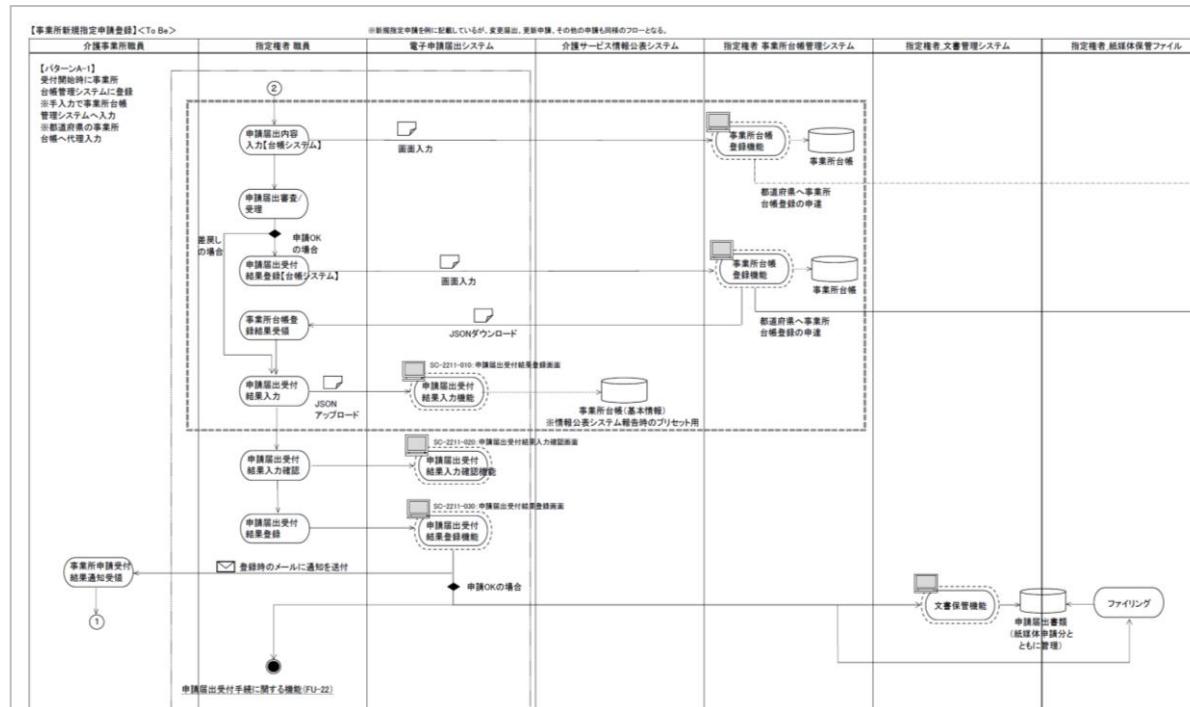
自治体内の業務運用手順等の見直し

業務フローは大きく以下①の通り分類することができます。当てはまる分類を基に、自治体向け手引きの付属資料「業務フロー図」(②)を確認し、業務フローの基本形を確認してください。

①業務フローの分類確認

②該当する業務フローの確認

	受付開始時に事業所台帳管理システムに登録【パターン A】		受付完了後に事業所台帳管理システムに登録【パターン B】	
	手入力	JSON 入力	手入力	JSON 入力
代理入力あり	A-1	A-3	B-1	B-3
代理入力なし	A-2	A-4	B-2	B-4



出所)電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧 【電子申請届出システム】「自治体(指定権者)向け利用準備参考資料(令和6年10月18日更新)」につきまして
(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true 閲覧日:令和6年12月2日)より一部改変
※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

介護事業所画面の確認方法

地方公共団体より介護事業所画面(申請届出サブシステム)を確認する方法は、①デモ環境による確認、②GビズIDによる確認の2種類があります。

デモ環境は共通IDにより事業所側の操作の一連の流れが確認できますが、地方公共団体別のマスタ内容が登録された画面の確認のためにはGビズIDによるログインが必要です。

The screenshot shows the login page of the 'Demo Electronic Application Submission System'. The page has a light blue header with the text 'デモ電子申請届出システム' and three links: 'お問合せ先', 'ヘルプ', and 'ご利用条件'. Below the header, a message states: 'このサイトは電子申請届出システムのデモ用の環境となります。' followed by a list of instructions in red text:

- デモ用のログインアカウントは共有のものであり、複数のユーザーが利用可能です。
- 個人情報を含んだ入力を行わないようご注意ください。
- 登録した申請届出データは毎日24時に削除いたしますのでご注意ください。
- 申請時及び、受付時にメール送付はございません。
- デモ環境の仕様につきましてのお問い合わせは受け付けておりません。

操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアルをご参照ください。

Below this, another list of instructions for users is shown in black text:

- 事業者様は「ログインアカウントについて」リンクをクリックすることで表示されるアカウントの中から任意のアカウントを選択してログインをお試しください。
- 自治体様はヘルプデスクより送付されたアカウントを使用してログインが可能です。

A blue link labeled 'ログインアカウントについて' is present. Below the instructions, there is a login form with two input fields: 'ID' and 'パスワード' (Password), and a green 'ログイン' (Login) button. At the bottom of the page, a copyright notice reads: 'Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.'

電子申請原則化の経過措置期限は
令和8年3月31日をもって終了します。

必ず令和8年3月までに
管内事業所への電子申請原則化の
ご案内・周知をお願いいたします！

介護事業所・施設への周知

見直した内容は必要に応じて介護事業所・施設へ周知してください。
主に周知が必要な事項とその内容は以下の通りです。

介護事業所・施設へ周知が必要な事項	周知する内容
本システムについて	申請書類の提出方法
	本システムの利用方法
	本システムを利用した電子申請・届出の開始時期
提出資料について	様式例の変更
	必要添付書類の変更
その他	手数料の支払い方法

介護事業所・施設への周知

自治体向け手引きには本システムの案内チラシ(案)が掲載されています。介護事業所・施設へ本システムの運用開始をアナウンスする際にご活用ください。

<自治体手引きのひな型>

**介護事業所の指定申請等の
「電子申請届出システム」が運用開始します！
文書負担軽減のためのシステム導入・利用をご検討ください**

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行なうことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度中に運用開始する予定です。

● 介護事業所および指定権者双方の負担軽減につながります

 介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行なうことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

 指定権者

- ✓ 申請届出の内容・結果を事業所台帳管理システムにコピー＆ペーストする形で、簡単に反映できます
- ✓ また、事業所台帳管理システムへの入力内容の確認等の負担が軽減されます
- ✓ 管内介護事業所の文書負担軽減につながります

➡ 早期での電子申請届出システムの導入をご検討ください
※今後、厚生労働省令より本システムの使用が原則化されます。

● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類（予定）※1

新規指定申請	変更届出	更新申請	その他申請 届出※2	加算に関する 届出	他法制度に 基づく申請届出
様式・付表の ウェブ入力ができます！	添付書類も一緒に提出 することができます！	(特定)処遇改善加算等 の届出も可能です！	老人福祉法・障害者総合支援法等 に基づく申請届出も可能です！		

<兵庫県神戸市様の事例>

介護事業所の皆さま

**介護事業所の指定申請や加算届出は
「電子申請届出システム」でペーパーレス化！
ぜひご活用ください**

介護サービスの指定や加算届出などの報酬請求に関する申請届出が、ペーパーレスでできるようになりました。厚生労働省が新しいシステムの運用を開始したことに伴うものです。

● みなさまの負担を軽減！

● 登記情報提供サービス（法務省）とキャッシュレス決済（神戸市）を併用すると、書類の郵送も持参も不要

URLはこちら
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ✓ 複数の申請届出をこのシステム上で行なうことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出に利用できます（申請届出の件数分だけ紙コピーを用意する必要がありません）
- ✓ 時間の効率化によりサービスの質の向上にもつながります

URLはこちら（デジタル庁）
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

準備すること

- ✓ システムの利用には、GビズID（プライム会員）が必要です
- ✓ GビズIDの取得は2週間ほどかかります

● このシステムで受付できる申請・届出の種類※1

新規指定申請	変更届出	更新申請	その他申請 届出※2	加算に関する 届出	他法制度に 基づく申請届出
様式・付表の Web入力ができます！	添付書類も一緒に提出 することができます！				障害者総合支援法に基づく 申請届出も可能です！

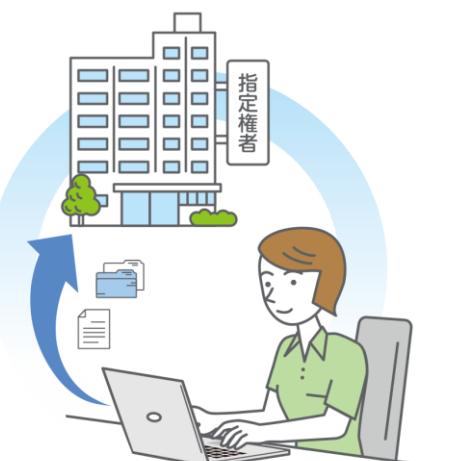
出所)電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧 【電子申請届出システム】「自治体(指定権者)向け利用準備参考資料(令和6年10月18日更新)」につきまして
(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_archive=true)閲覧日:令和6年12月2日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

事業所向けリーフレット

- 令和7年11月、事業所向けリーフレットを含めた自治体向け利用準備資料が更新されました。
- 電子申請届出システム デモ環境 アーカイブ情報一覧からダウンロードしてください。

電子申請届出システム 介護事業所向け リーフレット



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

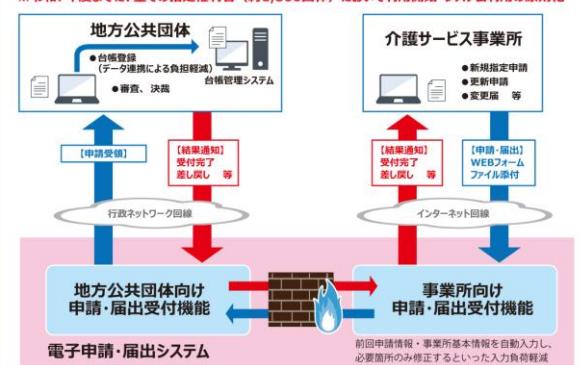
(指定権者名)

※電子申請届出システムに関するお問合せは、申請届出先の各指定権者までお願いいたします。

令和8年4月より
介護保険の電子申請が原則化されます！

- 介護サービス事業者の文書負担を軽減させる観点から、厚生労働省は介護事業所の指定申請等をオンラインにより実施可能な「電子申請届出システム（以下、本システム）」を構築し、準備の済んだ地方公共団体より本システムを通じた受付を順次開始しています。
- 令和8年度以降はすべての地方公共団体において本システムを通じた申請届出の受付が原則となります。（介護事業所のやむを得ない場合を除きます。）
- 本システムを利用することで、介護事業所のみなさんの文書負担軽減につながります。ぜひご利用ください。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



本システム利用時の画面イメージ

地方公共団体によって実際の画面とは異なる場合があります。
詳細は以下、ホームページをご確認ください。

<https://www.kaihakensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

1

事業所向けリーフレット1

電子申請届出システムを利用した申請届出には
様々なメリットがあります！（その1）



申請届出のための時間が短くなります！

- 必要な情報を入力・添付すれば、あとはインターネットですぐに申請届出ができます。
- 窓口への書類を持参したり、郵送する必要はありません。

時間を気にせず、いつでも申請できます！

- システムを利用すれば、いつでもご都合の良い時に申請届出を提出できます。
- 特に、シフト勤務の場合、平日夜や土日にも提出することが可能です。

様式を探す必要なく、すぐに入力できます！

- システム上では申請届出の種類ごとに全国共通の様式で入力が可能です。
- そのため、複数の地方公共団体に申請届出を行う場合にもスムーズに手続きを進められます。

申請内容

申請者

サービス名	申請番号	申請先	事業所名	申請者	申請種別	申請相談サービス	申請日	申請完了日	並べ替え	申請番号	申請再開	申請件数
名前	新規登録番号	住所		小継 A太郎	新規	訪問介護 訪問介護看護 短期入所看護	2021/08/28	-		申請登録		
担当部署名	電話番号	FAX番号								取下		
代表者の名前										却下		
代表者の氏名										再登		
代表者の誕生日	入力例：1960/01/01									登録		
代表者の住所	郵便番号	住所								申請登録		
同一所在地にて行う事業所の複数登録	指定(印可)申請の事業所(該当箇所に ☑を入力)	該当箇所に印可を受けて、該事業所(過去 の登録情報を削除して該事業所に☑を 入力)	指定(印可)申請をうち該事業所の開始予定 月日	様式								
訪問介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入力例：2021/01/01	付表1								
訪問入浴介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表2								
訪問看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表3								
訪問リモートケア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表4								
施設運営管理指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表5								
施設登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表6								
施設登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付表7								

2

電子申請届出システムを利用した申請届出には
様々なメリットがあります！（その2）



申請状況をシステム上で確認できます！

- システム上で申請届出を行うと、地方公共団体側の受付ステータス（申請（届出）済／受付中／受付済／差戻し／却下）をリアルタイムで確認できます。

今まで行った申請届出一覧が確認できます！

- 本システムでは、過去に行った申請・届出情報の一覧及び検索が可能です。これにより、申請届出の履歴を効率的に管理できます。

従来の申請イメージ

窓口への書類を持参したり、郵送する必要があります。



電子申請イメージ

時間を気にせず、いつでも申請できます。



3

事業所向けリーフレット2

**電子申請届出システムでは
簡単に申請内容を作成できます！（その1）**

過去の申請届出データ等から内容を自動で入力してくれます

- 本システムでは過去の申請届出の情報や介護保険総合データベース（介護DB）情報等を利用して、様式や付表の一部内容を自動で入力することができます。
- 事業所名称、住所、連絡先といった項目を都度入力する必要がなくなります。



複数のサービスの申請届出を同時に実行することができます

- 複数サービスの申請届出を同時に実行する際には、各サービスに共通する入力項目を付表間でコピーできます。これにより、サービスごとに同じ内容を入力する手間を省けます。



4

**電子申請届出システムでは
簡単に申請内容を作成できます！（その2）**

法人情報の変更届出を一括で提出することができます

- 本システムでは、法人の情報に変更が生じた場合に傘下事業所の変更届出を一括で作成・提出することができます。
- 添付書類等についても届出先の地方公共団体をまとめて、一度のアップロードで完結するため、法人全体での事務作業の負担軽減につながります。



5

事業所向けリーフレット3

先に本システムを使われた事業所からも高評価です！

電子申請届出システムを利用して申請届出を提出したことのある
全国の介護事業所の半数以上が、
特に、提出のオンライン化や書類のデータ入力簡素化等で、
申請届出手続きの負担が軽減したと回答しています。

電子申請届出システム導入後の申請届出手続き負担軽減状況

回答	割合
軽減したと思う～どちらかと言えば軽減したと思う	51.9%
どちらとも言えない	23.3%
どちらかと言えば軽減したとは思わない～軽減したとは思わない	12.5%
わからない・把握していない	12.3%

電子申請届出システム利用により便利になった点

便利になった点	割合
提出のオンライン化	78.8%
書類のデータ入力簡素化	61.1%
書類の一括提出	43.8%
申請届出状況の即時確認	36.5%
様式の全国共通化	34.0%
データ入力時の便利機能	31.0%
過去の申請履歴の検索	21.2%
指定権者の連絡先登録	17.7%
複数人の申請届出状況確認	5.9%

※調査時期：令和6年9～11月
※調査対象：電子申請届出システムを利用して申請届出を提出したことのある全国の介護事業所 644カ所、回答数391カ所（有効回答率60.71%）

システムの利用を開始したい介護事業所では…

まず、gBiz IDを取得しましょう！

- 本システムの利用のためには、gBiz IDプライムの申請が必要です。
お早めにご取得ください。
(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)
- 詳細についてはデジタル庁 gBiz IDホームページ
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。

デモ環境や操作動画・マニュアルを確認しましょう！

お試しで操作したい場合は デモ環境をご利用ください

申請届出URL：【<https://demo.kaijakensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。
「demo1@kaijakensaku.mhlw.go.jp」「demo2@kaijakensaku.mhlw.go.jp」「demo3@kaijakensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「password」（上記ID全てと共通のパスワードです。）

全体の操作の流れを確認したい場合は 操作説明動画をご覧ください

【厚生労働省 公式Youtubeアカウント】
<https://youtube.com/playlist?list=PLM538K1SnWqW4GSSXpn8JzS15MM58siO5soFzwu0cUDLtgD>

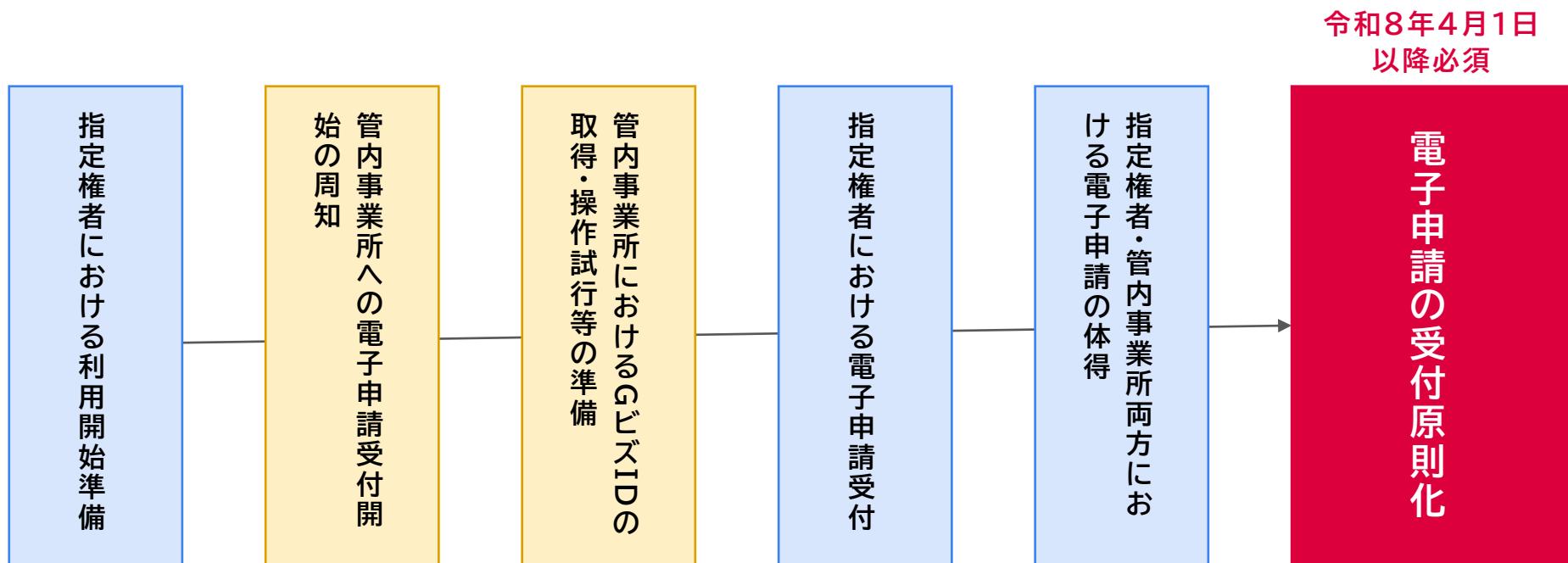
具体的な操作を確認したい場合は 操作マニュアルをご覧ください

【電子申請届出システム ヘルプ】
https://www.kaijakensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true

3. 電子申請原則化の流れ

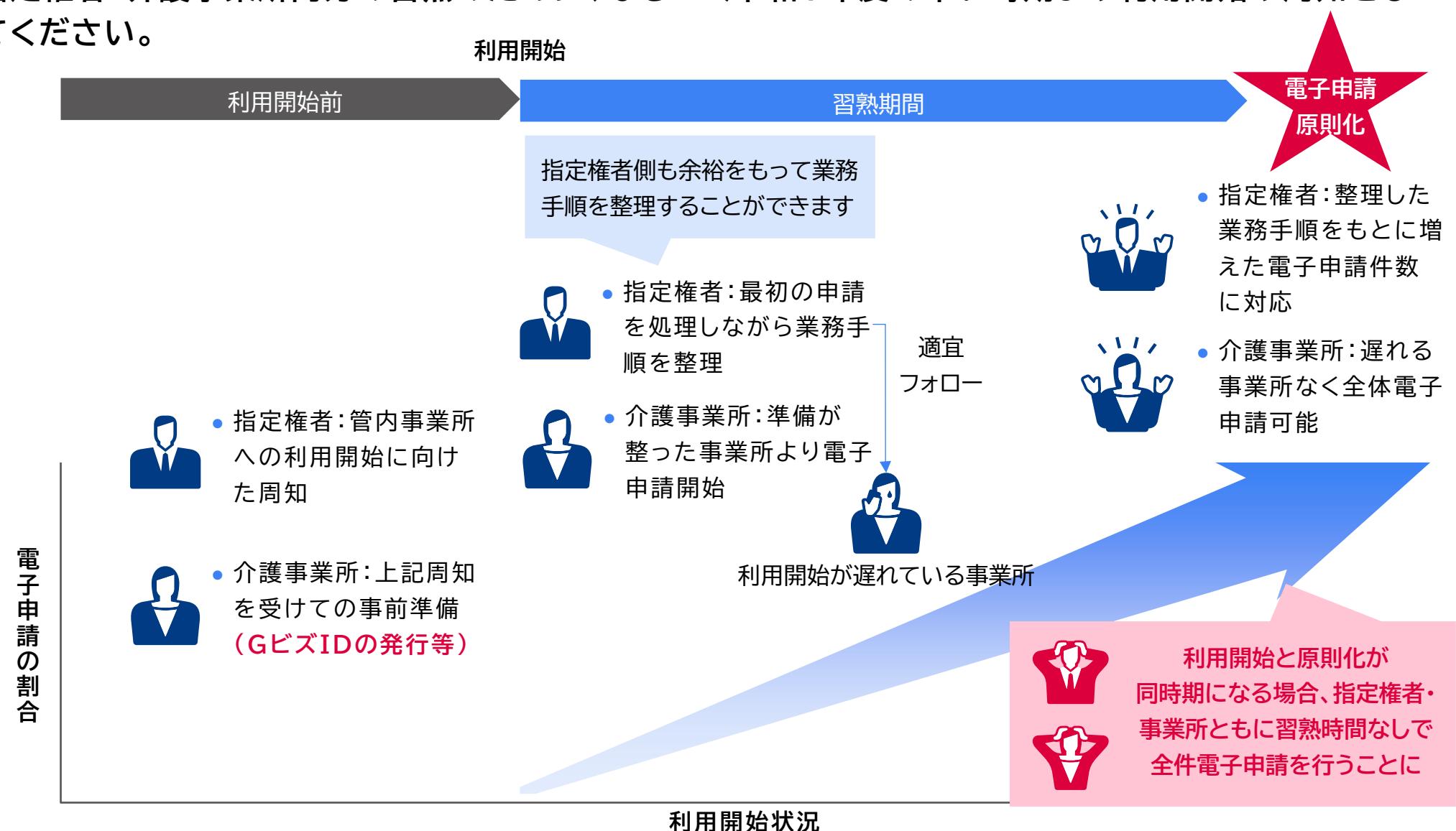
電子申請原則化のスケジュール

まだ利用開始していない事業所や利用原則化をしていない指定権者におかれましては、なるべく事業所側が原則化に備えられるように、周知・案内をお願い申し上げます。



電子申請原則化の流れ

指定権者・介護事業所両方の習熟のために、なるべく令和7年度の早い時期より利用開始や周知をしてください。



4. 電子申請原則化の現状

電子申請届出システムの利用に係る指定申請事務等の負担軽減状況アンケート 調査 概要

- 調査目的:全国の地方公共団体を対象として、電子申請届出システムの利用開始状況別に、本システムの利用により削減された時間や変更した業務フロー、介護事業所に対するフォローオン体制等について整理するとともに、本システムの利用の効果を定量的・定性的に検証・評価する。
- 調査対象:全国の介護サービス事業所の指定権者(約1700カ所)
- 調査時期:令和7年10～令和8年1月
- 調査方法:電子調査票の配布・WEB回収
- 集計時点:令和7年11月21日まで回答があった指定権者 計613カ所(本資料では速報集計結果であることに留意)

※SA:単一回答、MA:複数回答、NU:数値回答

電子申請届出システムの利用開始状況

- 電子申請届出システムを利用開始済みである地方公共団体が約8割、利用開始済み地方公共団体における受付方法のうち、電子申請が占めている割合は約1割でした。

Q1_2.電子申請届出システム利用開始の有無(SA)

	全体	は い い え	無 回 答
件数	613	498	112
割合	100.0%	81.2% 18.3%	0.5%

Q2_4.受付方法利用割合_マトリクス(NU)

	全 体	0 %	1 %	2 %	4 %	6 %	8 %	無 回 答	平 均 (%)	標 準 偏 差	中 央 値
持参	件数 498 割合 100.0%	32 6.4%	140 28.1%	89 17.9%	99 19.9%	71 14.3%	55 11.0%	12 2.4%	41.19	29.90	40.00
紙媒体の郵送・FAX	件数 498 割合 100.0%	106 21.3%	214 43.0%	81 16.3%	41 8.2%	25 5.0%	19 3.8%	12 2.4%	21.70	24.73	10.00
電子媒体の郵送(CD・DVD等)	件数 498 割合 100.0%	485 97.4%	2 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 2.2%	0.02	0.32	0.00
電子メール	件数 498 割合 100.0%	131 26.3%	179 35.9%	81 16.3%	51 10.2%	31 6.2%	13 2.6%	12 2.4%	21.71	24.66	10.00
webシステム	件数 498 割合 100.0%	458 92.0%	16 3.2%	4 0.8%	4 0.8%	3 0.6%	2 0.4%	11 2.2%	1.89	10.01	0.00
電子申請届出システム	件数 498 割合 100.0%	145 29.1%	269 54.0%	36 7.2%	13 2.6%	13 2.6%	10 2.0%	12 2.4%	11.67	19.57	5.00
その他	件数 498 割合 100.0%	479 96.2%	4 0.8%	1 0.2%	1 0.2%	0 0.0%	2 0.4%	11 2.2%	0.60	6.85	0.00

GビズIDの取得状況

- 電子申請届出システムを利用開始している地方公共団体のうち、GビズIDを取得している地方公共団体は約6割、そのうちプライムIDのみを利用している地方公共団体が約5割でした。
- GビズIDを取得していない地方公共団体の理由としては、「GビズIDの取得によるメリットが少なかったため」や「自治体内で携帯電話を用意できないため」が約5割でした。

Q3_1.GビズIDの取得(SA)

	全体	はい	いいえ	無回答
件数 割合	498 100.0%	299 60.0%	199 40.0%	0 0.0%

Q3_2.GビズIDの区分(SA)

	全体	利用プライムIDのみを	利用複数IDのみを	利用複数IDと併用	無回答
件数 割合	299 100.0%	158 52.8%	39 13.0%	102 34.1%	0 0.0%

Q3_5.GビズIDを取得しない理由(MA)

	全体	た準備に手間が必要な書類の	た自治体で内閣の携帯電話	いよGたるビズリットのが取得少なに	取得に向け手続き中	その他	無回答
件数 割合	199 29.6%	59 45.2%	90 52.8%	105 2.5%	5 14.1%	28 0.5%	1

事業所台帳システムへの連携状況

- 電子申請届出システムを利用開始している地方公共団体における事業所台帳システムへの連携状況については、いまだに手入力の地方公共団体が約6割でした。
- 連携機能を活用していない地方公共団体の理由としては、「申請届出の件数が少なく、手入力で十分であるため」が約4～5割でした。

Q3_17.申請届出内容の事業所台帳システムへの反映方法(SA)

全体	の担当者による事業所台帳システムへの反映	式台帳連携用のファイル（JSOON形）	API連携	をし自治体に依頼お体しらずで事業する他所の台帳システムで代理を入保力有	その他	無回答	
件数 割合	498 100.0%	314 63.1%	142 28.5%	3 0.6%	21 4.2%	18 3.6%	0 0.0%

Q3_18_1.事業所台帳システムとの連携機能の活用状況_申請・届出別の連携状況_マトリクス(SA)

新規指定申請	件数 割合	145 100.0%	101 69.7%	42 29.0%	2 1.4%
変更届出	件数 割合	145 100.0%	123 84.8%	22 15.2%	0 0.0%
更新申請	件数 割合	145 100.0%	102 70.3%	42 29.0%	1 0.7%

Q3_18_2.事業所台帳システムとの連携機能の活用状況_連携機能を活用していない理由_マトリクス(MA)

新規指定申請	件数 割合	42 4.8%	2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 47.6%	2 4.8%	24 57.1%	0 0.0%
変更届出	件数 割合	22 4.5%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 50.0%	5 22.7%	8 36.4%	0 0.0%
更新申請	件数 割合	42 2.4%	1 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 38.1%	5 11.9%	23 54.8%	0 0.0%
指定に関するその他の申請・届出	件数 割合	52 5.8%	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 48.1%	4 7.7%	24 46.2%	0 0.0%

電子申請原則化以降は
電子での申請の件数が増えるため、
業務負担軽減のため、事業所台帳
システムとの連携も積極的に
ご活用ください。

電子申請分の印刷状況

- 電子申請届出システムを利用開始している地方公共団体における印刷状況については、全てもしくは一部を印刷している地方公共団体が約8割でした。
- 印刷している理由としては、審査・決裁・保管いずれもが約7～8割でした。

Q3_20.電子申請届出システムで受け付けた申請届出の印刷の有無(SA)

	全体	し付電子で申請届出のシステムをで印受け	し付電子で申請届出のシステムをで印受け	と付電子で申請届出システムを印刷する受け	無回答
件数	498	339	92	67	0
割合	100.0%	68.1%	18.5%	13.5%	0.0%

電子申請原則化以降は
電子での申請の件数が増えるため、
電子ファイルでの審査・決裁・保管
も前向きにぜひご検討ください。

Q3_21.電子申請届出システムで受け付けた申請届出を印刷している理由(MA)

	全体	の申請届出内容の審査	め申請届出の決裁のた	め申請届出の保管のた	その他	無回答
件数	431	311	322	337	15	1
割合	72.2%	74.7%	78.2%	3.5%	0.2%	

事業所への周知状況

- 管内事業所への周知状況については、ホームページが約8割と最も多く、次いで通知等や集団指導時の周知が約5割でした。
 - システムの利用促進の取組については事業所へのシステム登録の促しが約5割、Gビズ発行の促しが約4割でした。

Q4_1.管轄介護事業所に対する電子申請届出システム周知状況(MA)

	全体	知事業していいる通知等で周	る配布し、や周知して文書いを	H Pで周知している	てング下事業者のメリ	管下事業者のメリ	てている	集団指導時に周知し	て運営指導時に周知し	会別途、研修会や説明	周知していない	その他	無回答
件数	498	266	77	376	159	245	45	23	18	15	0	0	0
割合		53.4%	15.5%	75.5%	31.9%	49.2%	9.0%	4.6%	3.6%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%

Q4.2.電子申請届出システム利用促進の取組状況(MA)

上記のいずれにも対応していない	電子申請届出システムによる申請届出を原則としている	電子申請届出システムを利用している事業所への状況把握やフォロー等を行っている	登録事業所へ電子申請届出システムの利用状況について分析している	登録事業所へ電子申請届出システムへの登録状況について把握している	事業所へGビズIDの発行を促している	事業所のGビズIDの発行状況について把握している	全体	
件数	498	20	183	12	235	12	30	119
割合	4.0%	4.0%	36.7%	2.4%	47.2%	2.4%	6.0%	23.9%

電子申請原則化の取組状況1

- 電子申請届出システムを利用開始している地方公共団体に利用原則化の状況については、既にシステムの利用を原則としているところが約3割でした。
 - 既に原則としているところの利用原則化の開始時期は「利用開始から1か月以内」が約5割でした。事業所への周知方法については、ホームページが約8割でした。

Q7_1.電子申請届出システムの利用原則化の取組(SA)

	全体	とすでに電子の申込者	にスマート電子の申込者	無回答
件数	498	166	331	1
割合	100.0%	33.3%	66.5%	0.2%

Q7_2.電子申請届出システムの利用原則化の開始時期(SA)

全体	らしさ1か月以内に利用開始か	らしさ3か月以内に利用開始か	らしさ6か月以内に利用開始か	らしさ1年以内に利用開始か	らしさ1年以上に利用開始か	無回答	
件数 割合	166 100.0%	90 54.2%	13 7.8%	20 12.0%	28 16.9%	15 9.0%	0 0.0%

Q7 4. 管轄内の介護事業所に対する、電子申請届出システムの利用原則化の周知方法(MA)

電子申請原則化の取組状況2

- 既に原則としている地方公共団体にてシステム以外の方法で申請・届出を行ってきた事業所への対応については、従来通りに受理している地方公共団体が約5割、一旦受理し、次回以降はシステムでの提出を求める地方公共団体が約4割でした。
- 一方、事業所がシステムを利用しない理由としては、GビズIDの理由が約7割と最も多く、次いでシステムに対応できる人材や急ぎの申請の都合等が約5割でした。

Q7_6.電子申請届出システムの利用原則化後、当該システム以外の方法で申請・届出を行ってきた事業所への対応(SA)

全体	あで申 るの請 場再・ 合提出を をく求受 理てせ いする 電子 や申 むを請 得届 な出 いシ 事 情テ がム	る届 出申 請シ・ 届出を を受 理し ては定 めてお らず、 届出を 求め る旨以 降は電 子し申 て申請 ・	届 出に ては定 めてお らず、 従来通 り申請 ・	その 他	無 回答
件数	166	13	64	81	2
割合	100.0%	7.8%	38.6%	48.8%	1.2% 3.6%

Q7_7.電子申請届出システムの利用原則化後も、事業所が当該システムを利用しない理由(MA)

全体	事 業 所 が 認 識 し て い な い た め に 原 則 化 さ れ た こ と を	事 業 所 内 に P C や イ ン タ ー ネ ッ ト に な い た め に 整 備 さ れ て お ら	や G ビ ズ I D の 取 得 や 申 請 手 続 き が 進 め ら れ な い た め に お ら ず 、 ロ グ イ ン	内 で 電 子 申 請 届 出 シ 人 材 が 限 ら れ て お ら ず 、 事 業 所	で や 電 子 申 請 届 出 シ 分 で 、 テ ム の 使 用 方 法 に 關 す る 情 報 提 供	と 考 え ら れ て 窓 出 る が 必 要 な 提 出 等 に 、 電 子 が 申 迅 請 届 出 確 シ 実 ス	その 他	無 回答
件数	166	56	24	108	90	79	84	15
割合	33.7%	14.5%	65.1%	54.2%	47.6%	50.6%	9.0%	4.2%